

国立大学法人滋賀医科大学寄附講座及び寄附研究部門規程

平成17年10月26日制定

令和3年3月22日改正

(趣旨)

第1条 滋賀医科大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の設置及び運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、もって本学の主体性の下に教育研究の活性化を図ることを目的とする。

(寄附講座等の名称)

第3条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

(寄附講座等の設置の申請及び決定)

第4条 学長は、寄附講座等の設置に係る経費の寄附の申込みがあったときは、次の所定の申請書類を添え教育研究評議会及び役員会の議を経て、当該寄附講座等の設置の可否を決定するものとする。

- (1) 寄附申込書
- (2) 寄附講座等の概要
- (3) 担当教員予定者の履歴書
- (4) 担当教員予定者の就任承諾書

(存続期間)

第5条 寄附講座等の存続期間は、2年以上5年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、最長5年として更新することができる。ただし、更新の手続きは、設置の例に準じて行うものとする。

(寄附講座等の構成)

第6条 寄附講座等には、少なくとも教授又は准教授相当者1人及び准教授、助教又は助手相当者1人の教員を置くものとする。

(寄附講座等の教員)

第7条 寄附講座等を担当する教員の名称は、「寄附講座教員」及び「寄附研究部門教員」（以下「寄附講座教員等」という。）とする。

2 寄附講座教員等の身分は、特任教員とする。ただし、学長が特に必要と認める場合は、国立大学法人滋賀医科大学教職員就業規則第2条第1項に定める教職員とすることができる。

3 寄附講座教員等の選考については、国立大学法人滋賀医科大学教員選考基準（平成

16年9月22日制定) 第2条から第5条の規定を準用するものとする。

- 4 第2項ただし書きに定める寄附講座教員等は、国立大学法人滋賀医科大学特任教員就業規則(平成21年4月1日制定)の附則の定めるところにより、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教又は特任助手を称するものとする。

(寄附講座教員等の職務)

第8条 寄附講座教員等は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(運営委員会の設置)

第9条 寄附講座等には、透明性の確保及び円滑な運営を図るため運営委員会を設置するものとする。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、学長が別に定める。

(寄附講座等の寄附金の受入等)

第10条 寄附講座等に係る寄附金は、寄附講座等の存続期間に係る総額を一括して受入れられるものとする。ただし、継続して受入れることが確実であるときは、年度毎に分割することができる。

- 2 寄附講座等に係る教員給与、旅費、研究費その他必要な経費は、寄附金をもって充てるものとする。

(特許等の取扱い)

第11条 寄附講座教員等が行った発明に係る特許等の取扱いについては、滋賀医科大学職務発明取扱規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(成果の報告)

第12条 寄附講座等の設置期間が終了したときは、当該寄附講座等においてその教育・研究の成果の概要を取りまとめ、学長に報告するとともに公表するものとする。

- 2 学長は、前項に関わらず、必要に応じて寄附講座等に活動報告を求めることができる。

(事務)

第13条 寄附講座等の設置に関する事務は、研究推進課において、経理に関する事務は、会計課において処理するものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の設置及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年8月1日から施行する。

2 第9条に定める運営委員会の設置については、施行日以降に設置又は更新される寄附講座等において適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。